

2011年懲戒請求事案集計報告

日本弁護士連合会は、2011年(暦年)中の各弁護士会における懲戒請求事案並びに当連合会における審査請求事案・異議申出事案及び綱紀審査申出事案の概況を集計して取りまとめた。

表1: 懲戒請求事案処理の内訳(弁護士会)

年	新受	既 済						懲戒しない	除斥満了	却下・終了	
		戒告	業務停止		退会命令	除名	計				
			1年未満	1～2年							
2002	840	28	22	10	3	3	66	674	22	49	
2003	1127	27	23	2	3	4	59	822	※1	却下	終了
2004	1268	23	19	2	3	2	49	1023	—	1	19
2005	1192	35	18	4	3	2	62	893	—	0	18
2006	1367	31	29	4	2	3	69	1232	—	0	24
2007	9585	40	23	5	1	1	70	1929	—	0	30
2008	1596	42	13	2	2	1	60	8928	—	0	37
2009	1402	40	27	3	5	1	76	1140	—	0	20
2010	1849	43	24	5	7	1	80	1164	—	0	31
2011	1885	38	26	9	2	5	80	1535	—	0	21

※1 除斥満了については2003年から「却下」「懲戒しない」に含めた。

表1, 2について

- * 同一人について複数事案を併合した処理は1件とした。
- * 一事案について複数の議決・決定(例: 請求理由中一部懲戒相当、一部不相当)がなされたものについてはそれぞれ該当の項目に計上した。
- * 日弁連による懲戒処分・決定の取消・変更は含まれていない。
- * 新受事案は各弁護士会宛てになされた懲戒請求事案に会立件事案を加えた数とし、懲戒しない及び終了事案数等は綱紀・懲戒両委員会における数とした。
- * 2007年の新受事案が前年の7倍となったのは、光市事件の弁護団に対する懲戒請求が8095件あったため。

表2: 懲戒委員会審査開始件数(弁護士会)

年	件数
2002	120
2003	71
2004	94
2005	110
2006	115
2007	138
2008	112
2009	132
2010	132
2011	137

表3-1: 審査請求事案の内訳(日弁連懲戒委員会)

年	新受(原処分の内訳別)					既 済					未済
	戒告	業務停止	退会命令	除名	計	棄却	原処分取消		却下・終了等※4	計	
2002	2	7	2	0	11	16	1		2	19	9
2003	6	9	1	3	19	9	原処分取消※2	原処分変更※3	2	15	14
2004	10	12	1	0	23	14	1	2	2	19	17
2005	8	13	1	0	22	10	11	0	3	24	15
2006	8	12	1	1	22	13	6	4	1	24	13
2007	9	14	1	1	25	20	6	2	2	30	8
2008	15	7	1	1	24	13	1	2	1	17	15
2009	13	15	3	0	31	25	0	2	4	31	15
2010	14	19	1	0	34	18	4	5	4	31	18
2011	14	15	0	0	29	20	2	3	3	28	19

* 2003年から「原処分取消」を「原処分取消」と「原処分変更」に区分した。

※2 原処分取消の内訳

- 2005年: 戒告→懲戒しない(9)、業務停止4月→懲戒しない(1)、業務停止1月→懲戒しない(1)
- 2006年: 戒告→懲戒しない(4)、業務停止2月→懲戒しない(1)、業務停止1月→懲戒しない(1)
- 2007年: 戒告→懲戒しない(5)、業務停止3月→懲戒しない(1)
- 2008年: 戒告→懲戒しない(1)
- 2010年: 戒告→懲戒しない(4)
- 2011年: 戒告→懲戒しない(2)

※3 原処分変更の内訳

- 2006年: 業務停止1年→業務停止6月(1)、業務停止3月→戒告(1)、業務停止6月→戒告(1)、業務停止10月→業務停止8月(1)
- 2007年: 業務停止6月→業務停止4月(1)、退会命令→業務停止2年(1)
- 2008年: 業務停止1月→戒告(1)、業務停止2年→業務停止1年6月(1)
- 2009年: 業務停止2月→業務停止1月(1)、退会命令→業務停止2年(1)
- 2010年: 業務停止1月→戒告(1)、業務停止2年→業務停止1年6月(1)、業務停止6月→業務停止5月(1)、業務停止3月→戒告(1)、業務停止2年→業務停止1年(1)
- 2011年: 業務停止6月→戒告(1)、業務停止4月→業務停止2月(1)、業務停止1年→業務停止8月(1)

※4 終了等は取下げ・資格喪失・死亡による終了を指す。

表3-2: 効力停止申立件数(日弁連懲戒委員会)

年	効力停止申立件数	決 定	
		効力停止	却下
2002	3	0	3
2003	5	1	4
2004	8	3	5
2005	3	2	1
2006	8	4	4
2007	5	0	5

2008	2	0	2
2009	11	3	7
2010	12	3	9
2011	10	0	10

表4-1:異議申出事案受付の内訳(日弁連綱紀委員会)

年	新受(異議申出の内訳)				計
	懲戒しない	相当期間	一部不相当	不適法な異議	
2005	356	47	6	0	409
2006	448	81	8	1	538
2007	445	59	2	0	506
2008	561	44	7	0	612
2009	429	36	1	0	466
2010	441	62	0	8	511
2011	605	60	1	16	682

表4-2:異議申出事案処理の内訳(日弁連綱紀委員会)

年	審査相当	既済				計	未済
		審査不相当			速やかに終了せよ		
		棄却	却下	終了※5			
2005	5	340	19	7	28	399※6-1	149
2006	14	425	17	10	40	506	181
2007	11	475	20	11	31	548※6-2	142
2008	4	511	16	8	21	560	194
2009	3	531	17	5	17	572※6-3	88
2010	9	404	11	5	35	464※6-4	135
2011	7	494	14	10	22	547	270

*2004年4月1日の改正弁護士法施行により、原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていない事案に関する異議申出事案は、日弁連綱紀委員会に付議されることになった。

※5 取下げ・資格喪失・死亡等による終了を指す。

※6-1 審査相当事案のうち、1件は一部審査相当・一部審査不相当(棄却)。審査不相当の事案のうち、3件は一部棄却・一部却下となっており、いずれも重複カウントしている。

※6-2 審査相当事案のうち、1件は一部審査相当・一部審査不相当(棄却)。審査不相当の事案のうち、1件は一部棄却・一部終了、1件は一部棄却・一部却下となっており、いずれも重複カウントしている。

※6-3、※6-4 審査不相当の事案のうち、1件は一部棄却・一部却下となっており、重複カウントしている。

表5-1:異議申出事案受付の内訳(日弁連懲戒委員会)

年	新受(異議申出の内訳別)					計
	懲戒しない	不当に軽い	相当期間	一部不相当	不適法※7	
2002	326	9	46	3	49	433
2003	441	10	13	2	32	498
2004	158	5	16	1	—	180
2005	6	9	0	0	0	15
2006	11	13	2	0	0	26
2007	9	9	1	0	0	19
2008	13	14	5	0	0	32
2009	10	14	3	0	0	27
2010	8	16	3	0	0	27
2011	10	16	3	0	0	29

*2002年から、弁護士会綱紀手続の一部不相当の議決・決定に対する異議申出の区分及びこれまで集計表に掲載されていなかった不適法な異議申出の区分を設けた。

*2004年4月1日の改正弁護士法施行により、原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていない事案に関する異議申出事案は、日弁連綱紀委員会に付議されることになった。

※7=不適法:再異議、重複請求、相手方が弁護士でない等

表5-2:異議申出事案処理の内訳(日弁連懲戒委員会)

年	既済								計	未済
	棄却	取消※8	変更※9	却下	取下	終了せよ※10	資格喪失・死亡終了			
2002	320	9	5	4	7	17	2	364	65	
2003	339	2	1	0	5	7	1	355	295	
2004	420	9	0	5	3	12	0	449	26	
2005	27	2	0	0	0	0	0	29	12	
2006	24	2	0	0	0	0	0	26	12	
2007	21	3	0	2	0	0	0	26	5	
2008	16	0	1	1	0	0	1	19	18	
2009	29	0	1	1	0	0	0	31	14	
2010	21	1	2	0	0	2	0	26	15	
2011	20	3	0	0	0	1	2	26	18	

*2002年から、「取消」と「変更」を区分した。また、これまで「却下取下等」に含まれていた「取下」、「終了せよ」、「資格喪失・死亡終了」についてもそれぞれ区分した。

※8「取消」の内訳 2005年:懲戒しない→戒告(2)、2006年:懲戒しない→戒告(2)、2007年:懲戒しない→戒告(3)、2010年:懲戒しない→戒告(1)、2011年:懲戒しない→戒告(3)

※9「変更」の内訳 2008年:業務停止3月→業務停止1年(1)、2009年:戒告→業務停止1月(1)、2010年:戒告→業務停止1月(2)

※10 相当期間異議に対する「速やかに手続を終了せよ」の議決

表6:綱紀審査申出事案処理の内訳(日弁連綱紀審査会)

年	新受	既済					計	未済
		審査相当	審査不相当	却下	取下	資格喪失・死亡終了		
2005	165	1	121	7	1	0	130	63
2006	239	3	153	19	0	0	175	127
2007	300	3	236	6	1	3	249	178
2008	251	3	337	17	1	1	359	70
2009	312	0	281	10	1	0	292	90
2010	231	0	251	4	0	0	255	66
2011	327	0	271	2	2	0	275	118